

◇議会のあり方を考える特別委員会検討項目及び審議結果

I．議員（議会）とは？（条例等に関するもの）

2014/2/20 現在

番号	検討項目	審議経過	審議結果の概要	主な実施状況等
1	議員の定数について	H24.1.12 H24.2.2 H24.3.1 H24.4.17 H24.5.15 H25.6.20	議会改革の先進地及び 1 委員会を実施している議会等の視察も行いながら様々な観点から審議を行った。 現状維持 7、1 名削減 5、定員を 2 人増やして報酬を削減 1 で現状維持に決定。 削減すれば良いというものでもなく、農業委員、他市町村議会等他団体とのバランスなども検討する中で現状が望ましいと決定。	議員定数は現状維持：13 人
2	議員の定年制について	H25.7.16	年齢制限を設けることで議員志願者を制限することになるため	定年制は設けない
3	議員報酬について	H25.7.16	平成 23 年度に 5%減額を行っている。議員定数の問題とも関連し審議を行ったが現状維持に決定。	議員報酬は現状のままに決定
4	費用弁償のあり方について	H25.7.16	条例で規定している。現在のまま 1 日につき 1,500 円	1 日 1,500 円
5	議会等に出頭する証人等の費用弁償について	H25.7.16	条例で規定している。現在のまま 1 日につき 1,500 円	1 日 1,500 円
6	旅費規程について	H25.7.16	職員旅費規程に準じて支給	職員旅費規程に準じて支給
7	政治倫理条例について	H25.7.16	平成 24 年 3 月議会で一部改正議案を可決	平成 24 年 3 月議会で一部改正
8	政務活動費について	H25.10.3	審議の結果、必要ないため導入しない	政務活動費は導入しない
9	議会費予算等について	H23.12.9 H24.5.15 H24.7.3	参考図書代は、これまで議会費予算ではなく、総務課予算であったが、H24 年度から議会費予算に図書購入費を計上。 「地方議会人」を月 13 冊から 2 冊に変更し経費削減。 また、添田町議会図書購入に関する内規の決定。《H24.7.3》	議会費予算の充実を図り、経費削減できるところは随時削減を行っている。
10	議会基本条例の制定について	H23.7.13 H23.10.21 H23.11.9 H25.7.16 H25.12.17	議会改革の先進議会の視察等も行う中で、基本条例制定にメリット・デメリット等も審議を行い、当特別委員会では制定しない。 主な理由は、基本条例の制定は時期尚早であり、更に時間をかけて慎重な審議が必要。他の議会を真似するのではなくより良いものにするため現在様々な改革を行っており、今後も次期議員で審議を行っていくことが望ましい。	現段階では制定しない（8 対 1） 次期議員に引継ぎ、検討していくことが望ましい。
11	議会機能の強化について	H25.7.16	地方自治法の改正により、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとなった（2012.8.10 地方自治法の一部改正可決）	地方自治法の改正との関係があるため、審議の必要がない。
12	議会の議決すべき事件に関する条例の見直しについて	H23.6.21 H23.11.9 H23.12.9 H24.1.12	現行の法律に沿った条例に全部改正	平成 24 年 3 月議会で上程可決

Ⅱ．情報公開、情報発信に関するもの

番号	検討項目	審議経過	審議結果の概要	主な実施状況等
1	「議会報告会」「出前議会」の推進	H25.10.3 H25.11.6 H26.2.20 H26.3.5	近隣の市町村の議会報告会等のお知らせを行い、各自参加している。仮の意見交換会(仮称)を実施することに決定（H25.10.3）。事務局がしっかりとした団体に声をかけてみる。	文書案、関係団体一覧も作成し例示。 次回以降に持越し（H25.11.6）。意見交換会実現のため関係団体に仮の意見交換会への依頼文書を配布（H26.2.7、6 団体に送付）要綱については、試験的に行ってから内容を詰めていく。 農業青年会より依頼有り、老人クラブ連合会、行政区長会も検討中。
2	議会のホームページのあり方	H23.11.9	議会のページを充実し、ホームページの運営については、議会広報委員会が担当する。《H23.11.9 決定、決定日以降随時実施》 ◇議員名簿（写真入、生年月、所属、当選回数） ◇委員会名簿（委員会別の名簿） ◇議会の予定（委員会日程、議案一覧、審議の結果） ◇議会交際費の公開	現在は議会広報特別委員会で担当している。
3	議会インターネット中継について	H23.6.3 H24.4.17 H24.5.15 H26.2.20	○現在録画中継を実施している。ライブ中継については、実施体制は整っているが、すぐには実施せず今後の検討課題とし検討を続けてきたが、議場まで足を運んでくれる傍聴者への配慮の意も含めて当委員会ではライブ中継は行わないことに決定。	
4	議会だよりのあり方	H23.10.21 H23.12.9 H24.8.3 H25.1.11 H25.2.13	○一般質問は質問者本人が編集を行う。議会広報第 133 号から実施。《平成 23 年 9 月定例会後、第 133 号から実施》 ○傍聴者にアンケートをお願いし、議会広報最終ページに掲載。アンケートの内容によっては議会のあり方を考える特別委員会に繋げ審議を行う。 ○議会広報を毎月発行することについても議会広報特別委員会で検討を行ったが、時間的にも人数的にも困難なため現状のまま編集を行うこととした。	平成 26 年改選後から常任委員会となる。
5	議会交際費の公開について	H24.1.12 H24.2.2 H24.3.1	○議会交際費の支出基準の明確化 議会交際費支出基準を規定し、平成 24 年 4 月 1 日から、その基準に基づいて支出。交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末までに添田町のホームページに掲載を行うものとし、議会事務局でも閲覧できるものとする。	平成 24 年 4 月 1 日より実施
6	賛否の公開について	H24.10.19 H25.7.16	賛否の公開も含め、議場での採決の取扱いについて審議をおこなったが、重要案件についてはこれまでも議会広報で賛否を公開	
7	公聴会の開催について	H25.7.16	基本条例と絡むので審議を行ってきたが、当委員会では実施しない。	
8	選挙公報について	H25.7.16	当委員会では実施しない。	

Ⅲ. 本会議に関するもの

番号	検討項目	審議経過	審議結果の概要	主な実施状況等
1	傍聴規則の見直し	H23.6.3 H25.11.6	標準議会傍聴規則に沿って添田町議会傍聴規則を規定しているが、現在にあった傍聴規則に改正する。	平成26年3月議会の委員会条例改正時に併せて改正し4月1日施行
2	議員の規律に関する内規について	H25.7.16	個人のモラルの問題のため審議しない。	審議しないことに決定
3	議長選挙における所信表明演説	H25.11.6 H25.12.17 H26.2.20	議長志願者における所信表明演説は志願者が2人以上の時に行うことに決定。 委員会室（全員協議会）で行い、録画中継は行わず、時間は各5分とする。	添田町議会議長選出に関する申し合わせ事項を規定し、平成26年一般選挙後の議会から適用
4	諸般の報告事項のあり方	H23.10.21 H23.11.9	○請願・陳情の採択の流れ 不採択⇒採択⇒継続（の受付順） 付託事件報告、委員会報告採決もこの順番で行う。 ○傍聴者に分かりやすくするため資料を配布 ・議事日程 ・請願・陳情文書表 ・付託事件報告 ・所管事務等調査表 ・一般質問一覧 ・初日の議事日程に審議結果及び付託先等を記入したもの	平成23年12月定例会から実施
5	住民の参加	H24.8.3	○請願・陳情の取扱いについて 現在の内規について確認及び請願者・陳情者の説明の機会（住民参加）について（本会議場での取扱い（内容説明等））審議を行ったが、現状のまま行わないことと決定。	
6	議席番号柱を氏名に	H23.6.3	○議席番号のみでは分かりづらかった議席番号柱を、氏名表示に。 経費のかからない方法で木の番号・氏名柱にすることに決定し、添田産のひのきを使った番号・氏名柱に変更。	平成24年6月定例会から実施
7	一般質問のあり方について ①一問一答方式の導入について ②反問権について ③一般質問の日程 ④回数・促進について	H23.6.3 H24.1.12 H24.2.2 H24.3.1 H24.5.15 H24.7.3 H24.10.19 H25.1.11 H25.2.13 H25.8.22 H25.11.6 H25.12.17	①一括質問は行わず、最初から一問一答方式で行う。 ②反問権を導入（一般質問に限り） ③一般質問の日程については、現行どおり最終日に行う。 ④質問回数は最初の質問を入れて3回までとし、時間制限はなし。質問の個数、時間制限については今後も継続審議。 ⑤通告は今までどおり行う。 ⑥質問席を新たに設置。	平成24年6月定例会から一問一答方式を実施 平成26年3月議会から一般質問に限り反問権を導入、内規を規定
8	休日議会、夜間議会について	H25.7.16	現在のところ必要性がないので実施しない	

IV. 委員会に関するもの

番号	検討項目	審議経過	審査結果の概要	主な実施状況等
1	委員会のあり方 ①予算、決算の審議について ②所管事務の明確化など	H23.6.21 H23.8.2 H24.3.1 H24.4.17 H24.5.15 H24.7.3 H24.8.3 H24.10.19 H25.1.11 H25.7.16 H25.10.3 H25.12.17 H26.2.20	①決算審査について 決算審査の精度を上げるため所管委員会毎の審査を実施。 総務文教常任委員会に付託し、内容については各所管委員会が審査を行い合同 委員会で取りまとめ、会期中に審査を行い認定。 ②委員会の所管について、委員会条例を改正し明確化を図ることに決定 ○議運の日程について《H24.8.3 委員長判断に決定》 ○委員会の任期について《H24.8.3 現在のまま 2 年に決定》 ○議会広報特別委員会を常任委員会とする《平成 26 年改選後から実施》 ○採決の取扱いについて	①決算審査については、平成 23 年 9 月定例会 から実施 平成 26 年当初予算は議長を含む 13 人で特 別委員会を設置して実施 当初予算以外の審議（条例、補正予算など） は常任委員会に分かれて実施 ②平成 26 年 3 月議会で委員会条例を一部改正 し委員会条例のみでは困難な所管について は内規で規定
2	常任委員会の数	H25.1.11	議員定数及び 1 委員会制の問題も含め審議を重ね、現在のまま 2 委員会と決定	
3	議員の規律に関する内規について	H25.7.16	個人のモラルの問題のため審議しない。	審議しないことに決定
4	委員会の公開	H25.8.22	様々な意見があるため、協議検討を続けたが、今後も委員長判断とし審議終了	
5	委員会の意見が対立した場合のあり方	H25.11.6	委員会条例を改正し所管の明確化を図る	平成 26 年 3 月定例会で委員会条例を改正し次 の一般選挙後から実施

V. その他

番号	検討項目	審議経過	審査結果の概要	主な実施状況等
1	議会の慶弔規程に関するもの	H24.2.2	平成 18 年 7 月より慶弔等申し合わせ事項に基づき行ってきたが、議会交際費支 出基準を規定。交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月末までに添田町 のホームページに掲載し、議会事務局でも閲覧を行っている。	平成 24 年 4 月 1 日より議会交際費支出基準に 基づき支出
2	視察のあり方	H23.6.3 H23.6.21 H23.7.13 H23.8.2 H23.9.7 H23.9.26 H24.10.19 H25.1.11	○特別委員会で平成 23 年 8 月 25 日～26 日議会改革の先進地である熊本県御船 町議会を視察（議会報告会へも参加） ○自主的に議会報告会等へ参加 ○先進地事例の DVD 鑑賞で研修会 ○県内の市町村議会の視察先を参考 ○平成 25 年 5 月に北海道栗山町（議会改革先進地）、三笠市（1 委員会制）を視 察 ○視察後の報告会（平成 24 年度より実施）	委員会に任せるということで審議終了

		H25.4.17 H25.5.27 H25.11.6 H25.12.17	○視察の受入（初めて議会への視察の受入を行った）	
3	議会と首長との意見が対立した場合	H25.7.16	否決すればよいので審議終了	
4	選挙時の遊説カーの時間帯の検討	H25.7.16	時間は法律で決められていることなので審議しない	
5	議会の執行部の捉え方	H25.7.16	内容不明のため審議しない	
6	配布資料について	H25.7.16	不要な資料は自分の判断で処分すべきということで審議終了	
7	勉強会について (H25.8.22 追加)	H25.10.3 H25.11.6 H25.12.17	経費のかからない方法で実施することに決定し、市町村支援課財政係長（大山氏）に「町の財政状況について」という内容で講師依頼打診済み。本来視察報告会と同日で行う予定だったが、日程がとれず再度日程を決めて後日調整予定。	後日日程調整